

令和6年(2024年)8月30日
総務委員会資料
総務部 総務課

訴訟事件の判決について

1 事件名

生活保護基準引下げ違憲処分取消等請求事件

2 当事者

原告 中野区民外32名

被告 中野区外12名

3 訴訟の経過

平成30年(2018年) 5月14日 東京地方裁判所に訴えの提起

6月13日 訴状送達

令和6年(2024年) 6月13日 東京地方裁判所で一部却下、一部認容、
一部棄却判決の言渡し

4 事業の概要

本件は、厚生労働大臣が、生活保護法による保護の基準が定める生活扶助に関する基準を平成25年、平成26年及び平成27年に順次改定（以下、各年になされた改定を総称して「本件改定」という。）したところ、生活扶助を受けていた原告らが、本件改定及びこれを理由とする保護変更決定によって生活扶助の受給額を減らされたことが違憲、違法であるなどと主張して、被告らを相手に、当該保護変更決定の取消し等を求めたものである。

5 請求の内容の要旨（被告中野区に係る部分）

被告国及び被告中野区は、原告中野区民に対し、連帶して、1万円及び平成30年6月14日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

6 判決

(1) 主文の要旨（被告中野区に係る部分）

ア 原告中野区民の請求を棄却する。

イ 訴訟費用は原告中野区民の負担とする。

(2) 判決理由の要旨

原告らは、最低生活の需要を満たすに足りる生活扶助費と本件改定後に原告らに実際に支給されている生活扶助費との差額分が不支給となっていることにより精神的苦痛を被ったとして慰謝料及び遅延損害金の支払を求めていたが、原告らが本件不支給により被ったと主張する精神的損害は、本件改定に基づき原告らに対してされた保護変更決定を取り消す旨の判決又は同判決の拘束力に

より回復されるべき性質のものであり、これらによっては回復できない損害を原告らが被ったとまでは認められない。なお、このことは、原告らが本件改定に基づく保護変更決定に対する取消訴訟を提起したか否かによって左右されるものではない。